

岐阜市立女子短期大学教員再任審査委員会規程

制定 令和7年5月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学教員の任期に関する規程第4条第4項の規定に基づき、教員再任審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、本学の教授をもって組織する。

2 前項に定める委員のほか、学長が必要と認めるときは学識経験者を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業績評価の基準及び評価方法等に関する事項
- (2) 任期中における業務評価に関する事項
- (3) 休職等があった場合における任期の延長に関する事項
- (4) その他任期制に関する事項

2 前項第2号の教員の任期中における業績評価は、岐阜市立女子短期大学教員の任期に関する規程第4条第2項に掲げる事項について行うものとする。

3 第1項第1号の業績評価の基準等は、委員会が別に定めるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもってあてる。

2 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会の招集及び議長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 委員会の議事は、業績評価にあつては出席委員の3分の2以上、その他の議事にあつては、過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員が、業績評価の対象となる場合は、その委員は会議に加わることはできない。

(審査)

第7条 学長は、再任審査申請書を受理したときは、委員会に審査を依頼する。

2 委員会は、学長から審査の依頼を受けた場合には概ね2ヶ月以内に審査を行うものとする。

3 審査に当たり必要と認めるときは再任審査申請者に出席を求め、意見を聴くことができる。

4 業績審査の対象者である委員は、審査の判定に加わることはできない。

5 委員会は、審査を終了したときには、審査の結果を学長に報告する。

- 6 学長は、前項の審査結果を受けたときは、審査結果を再任審査申請者に通知するものとする。

(専門部会の設置)

第8条 委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。専門部会は、任期中における業績評価に関する事項を所掌する。

- 2 専門部会員は、学長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会員の中から学長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、再任審査申請者又は専門部会員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(再審査)

第9条 学長は、再任審査申請者より、通知された審査結果に対する不服申立てがあったときは、委員会に再審査を依頼するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務管理課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月28日から施行する。